

尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年尾鷲市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分水の申請等)

第2条 条例第11条第1項の規定により、みえ尾鷲海洋深層水（尾鷲市三木埼沖水深415メートルの海洋深層水をいい、海水淡水化装置により脱塩又は濃縮した海洋深層水を含む。以下「深層水」という。）の分水の承認を受けようとする者（以下「分水申請者」という。）は、みえ尾鷲海洋深層水分水申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、分水申請者から前項の申請があったときは、当該申請書の内容を次に掲げる基準に照らし、承認の適否について審査するものとする。

(1) 分水申請者が県内に主たる事業所、工場又は研究所を有する者であること。ただし、分水量に余裕がある場合において、深層水の利用促進に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。

(2) 深層水の利用計画及び事業目的等が適切であること。

(3) 深層水の利用が地域振興に資するものであること。

3 市長は、前項の審査に基づく申請が適当であると認めるときは、みえ尾鷲海洋深層水分水承認書（以下「分水承認書」という。様式第2号）及びみえ尾鷲海洋深層水分水カード（以下「分水カード」という。様式第3号）を交付するものとする。ただし、専用管分水については、分水カードを交付しないものとする。

(みえ尾鷲海洋深層水審査会の設置)

第3条 市長は、前条第2項の審査等を行うため、みえ尾鷲海洋深層水審査会（以下「審査会」という。）を設置し、承認の適否について協議させることができる。

2 審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

(分水期間)

第4条 深層水の分水期間は、次の各号に掲げる区分による。

(1) 条例第9条第1号の規定による深層水商品の開発研究の分水期間は6月以内とする。ただし、分水期間終了後も引き続き分水を受けようとするときは、最長6月間の更新の手続きをするものとする。

(2) 条例第9条第2号から第6号までの規定による分水対象区分の分水期間は、3年以内とする。ただし、分水期間終了後も引き続き分水を受けようとするときは、3年ごとに更新の手続きをするものとする。

(3) 条例第9条第7号及び第8号の規定による分水対象区分の分水期間は、1年以内とする。ただし、分水期間終了後も引き続き分水を受けよ

うとするときは、1年ごとに更新の手続きをするものとする。

(4) 前3項の更新の手続きは、みえ尾鷲海洋深層水分水更新申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(5) 第2条第2項及び第3項の規定は、更新の承認の場合に準用する。
(分水量)

第5条 条例第9条第1号の規定による深層水商品の開発研究への分水量は1月につき1立方メートル以下とする。ただし、分水利用者の海水淡水化装置を試運転する場合等、特に必要と認められるときは、この限りでない。

(送水管等の設置に要する費用の負担)

第6条 市長は、第2条第1項の規定による分水の申請によって新たに送水管(これに付属する制水弁等を含む。以下同じ。)の設置が必要となる場合は、その設置に要する費用の全部又は一部を当該申請をした者に負担させることができる。

(専用分水管の設置及び管理)

第7条 尾鷲市海洋深層水分水施設(市の設置した送水管を含む。)から分岐して設ける専用分水管(これに付属する分水ポンプ及び付属分水用具を含む。)及び水量メーター(以下「専用分水管」という。)の設置及び管理は、深層水の分水の承認を受けた者(以下「分水利用者」という。)が行うものとする。ただし、水量メーターの設置及び管理は、すべて市長の指示により行うものとする。

2 分水利用者は、専用分水管に漏水その他の異常があると認めるときは、直ちに市長に届け出るとともに、修繕その他必要な処置を講じなければならない。

(専用分水管の工事計画等の承認及び検査)

第8条 分水利用者は、専用分水管の新設、改造、移設、修繕及び撤去の工事をしようとするときは、あらかじめその計画及び設計について、専用分水管工事計画及び設計承認申請書(様式第4号)により、市長の承認を受け、かつ、完成後は速やかに検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の工事の施行に当たって必要があると認めるときは、立会し、監督を行うことができる。

3 第1項の規定による専用分水管の工事計画及び設計の承認申請は、当該工事に着手する日の1月前までにしなければならない。

(専用分水管の設置基準)

第9条 専用分水管の設置基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水圧、土圧、その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水又は汚水混入のおそれがないものであること。

(2) 凍結、衝撃、温度の変化等により破損を生ずるおそれのある箇所には、適切な防護の措置を講ずること。

(3) 水量メーターは、市長が別に指示する基準に適合するものであること。

(分水の変更)

第10条 条例第11条第2項に規定する承認に係る事項の変更は、みえ尾鷲海洋深層水分水変更申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、変更の承認の場合に準用する。

(利用の休止等の届出)

第11条 分水利用者は、条例第15条の規定による休止及び廃止の届出は、みえ尾鷲海洋深層水分水休止(廃止)届(第5号様式)により、当該予定日の10日前までにしなければならない。

(分水の承認の取り消し等)

第12条 条例第16条の規定により、分水の承認を取り消された者は、それまでに交付された分水承認書及び分水カードを速やかに市長に返却するとともに、未使用の深層水をすべて廃棄しなければならない。

(商品開発研究の報告)

第13条 分水利用者は、条例第9条第1項の規定による深層水商品の開発研究が終了したときは、商品開発研究成果報告書(様式第6号)により、速やかにその成果を報告しなければならない。

(利用状況等の報告)

第14条 市長は、必要に応じて分水利用者に対して、深層水の利用状況や成果、商品の販売状況等について、報告を求めることができる。

(調査、研究への協力)

第15条 分水利用者は、国、地方公共団体その他公的機関が行う深層水の利用促進のための調査、研究に協力するよう努めなければならない。

(利用水量の決定及び通知)

第16条 市長は、分水の都度利用水量を決定するものとする。ただし、利用内容や分水計画などから、毎月末の利用量を点検し、その計量値により利用水量を決定し、みえ尾鷲海洋深層水利用水量決定通知書(様式第7号)により、分水利用者に通知することができる。

(総合交流施設の使用申請等)

第17条 条例第17条第1項の規定により、総合交流施設の使用許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請が適当であると認めたときは、施設使用許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(総合交流施設の使用変更)

第18条 条例17条第2項に規定する許可に係る事項の変更は、施設使用許可変更申請書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は、変更の許可の場合に準用する。

(使用料)

第19条 条例第19条第2項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第20条 市長は、深層水の使用料を分水利用者からその都度徴収するものとする。ただし、毎月末の利用水量を決定した分水利用者については、納入通知書により毎月その前月分について徴収するものとする。

2 総合交流施設の使用料については、許可を受けた際に前納しなければならない。

3 第1項ただし書きに規定する納入通知書は、毎月10日までに分水利用者へ送付するものとし、納期限は、毎月末とする。

(使用料の還付)

第21条 条例第20条ただし書きの規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 条例第20条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第20条第2号に該当する場合

ア 使用日前日までに市長が使用の許可を取り消した場合 全額

イ 使用日前7日までに総合交流施設の利用者が使用の許可の取り消しを申し出た場合 全額

ウ 使用日前日までに総合交流施設の利用者が使用の許可の取り消しを申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、みえ尾鷲海洋深層水使用料還付申請書(様式11号)又は施設使用料還付申請書(様式12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、みえ尾鷲海洋深層水使用料還付決定通知書(様式13号)又は施設使用料還付決定通知書(様式14号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第22条 条例第21条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は県が直接深層水を利用するとき又は施設を使用するとき。

(2) 公益上有益と認めて深層水を分水するとき。

(3) 深層水の利用促進上必要があると認められるとき。

(4) その他特別の理由があると認められるとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、みえ尾鷲海洋深層水使用料減免申請書(様式15号)又は施設使用料減免申請書(様式16号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、みえ尾鷲海洋深層水使用料減免決定通知書(様式17号)又は施設使用料減免決定通知書(様式18号)を当該申請者に交付するものとする。

(細則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

1. 深層水の使用料

(1) 海洋深層水原水

ア 大口・小口分水口での分水

区分		1回当たり	
		基本使用料	超過料金
水産利用	大口分水口での分水	1m ³ まで 20円	1m ³ につき 20円
	小口分水口での分水	1m ³ まで 20円	1m ³ につき 20円
上記以外の利用	大口分水口での分水	1m ³ まで 400円	1m ³ につき 400円
	小口分水口での分水	100ℓまで 100円	100ℓにつき 100円

イ 専用分水管での分水

区分	1m ³ につき
水産利用	20円
上記以外の利用	130円

(2) 海水淡水化装置により脱塩又は濃縮した海洋深層水

1回当たり		
量(ℓ)	料金(円)	算出根拠
10	100	a ℓ × 10円
20	200	
30	300	
40	400	
50	500	
60	600	
70	700	
80	800	
90	900	
100	1,000	
120	1,100	1,000円 + 100円
160	1,200	1,000円 + 200円
180	1,300	1,000円 + 300円
200	1,400	800円 + (200ℓ - 100ℓ) × 6円
300	2,000	800円 + (300ℓ - 100ℓ) × 6円
400	2,600	800円 + (400ℓ - 100ℓ) × 6円
500	3,200	800円 + (500ℓ - 100ℓ) × 6円
600	3,700	700円 + (600ℓ - 100ℓ) × 6円

700	4,300	700円 + (700 ^{リットル} - 100 ^{リットル}) × 6円
800	4,900	700円 + (800 ^{リットル} - 100 ^{リットル}) × 6円
900	5,500	700円 + (900 ^{リットル} - 100 ^{リットル}) × 6円
1,000	6,000	a ^{リットル} × 6円
1,100	6,600	
1,200	7,200	
1,300	7,800	
1,400	8,400	
1,500	9,000	
1,600	9,600	
1,700	10,200	
1,800	10,800	
1,900	11,400	
2,000	12,000	

2. 施設の使用料

区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
展示室	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円
体験学習 室兼セミナー室	1,000円	1,000円	1,500円	3,000円

1 冷暖房を使用する場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算する。

2 体験学習室兼セミナー室において、調理機器を使用する場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額を使用料に加算する。

様式第1号（第2条、第4条、第10条関係）

みえ尾鷲海洋深層水分水(更新・変更)申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

みえ尾鷲海洋深層水の分水を受けたい(更新したい・変更したい)ので、次のとおり申請します。

利用目的・内容 製造商品 (品名、規格等)				
利用期間	年 月 日～		年 月 日	
利用(製造)場所				
利用種類、水量等	区分	1回当たり	1日当たり	1月当たり
	原水	m ³	m ³	m ³
	淡水	m ³	m ³	m ³
	濃縮水	m ³	m ³	m ³
	カルマグ水	m ³	m ³	m ³
	高ナトリウム水	m ³	m ³	m ³
	分水の頻度			
分水の時間帯				
利用区分	専用管分水・車両分水(運搬の方法)			
分水車両ナンバー				
担当者連絡先	所属		氏名	
	電話		FAX	
備考	1 誓約書(別紙)を添付してください。 2 開発研究計画書、商品生産計画書、販売計画書等を添付してください。 3 申請者の事業内容を示す書類(会社概要など)を添付してください。 4 淡水、濃縮水、カルマグ水及び高ナトリウム水については、製造能力の都合上、分水量を制限させていただく場合があります。			

別紙（様式第1号用）

誓約書

深層水の分水を受けるにあたっては、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び下記事項を遵守することを誓約いたします。

なお、これに従わなかったことにより、深層水の分水を受けられなくなっても異議は申しません。

記

- 1 深層水の利用に係る工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの権利を受ける権利をいう。）を取得しようとする場合は、尾鷲市と事前に協議を行うこと。
- 2 深層水の分水を受けるときは、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の職員の指示に従うこと。

年 月 日

住所

申請者

氏名

⑩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第2号（第2条関係）

みえ尾鷲海洋深層水分水(更新・変更)承認書

承認番号第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

申請者 _____ 様

尾鷲市長 _____ 印

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のありましたみえ尾鷲海洋深層水の分水(更新・変更)について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用目的・内容等				
製造商品 (品名、規格等)				
分水期間	年 _____ 月 _____ 日～年 _____ 月 _____ 日			
利用(製造)場所				
分水種類、水量	区分	1回当たり	1日当たり	1月当たり
	原水	m ³	m ³	m ³
	淡水	m ³	m ³	m ³
	濃縮水	m ³	m ³	m ³
	カルマクゝ水	m ³	m ³	m ³
高ナトリウム水	m ³	m ³	m ³	m ³
利用区分				
分水車両ナンバー				
承認条件	別紙のとおり			

別紙（様式第2号用）

承認条件

- 1 市は、分水の制限又は停止により、利用者に損害があってもその責めを負わない。
- 2 承認の住所、名称、氏名又は代表者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 3 分水期間満了後も引き続き分水を受けようとするときは、更新手続きをすること。
- 4 承認を受けた内容又は条件を変更しようとするときは、「変更申請書」を提出し、承認を得ること。
- 5 深層水の利用を休止又は廃止するときは、「休止(廃止)届」を予定日の10日前までに提出すること。
- 6 次のいずれかに該当するときは、分水の承認を取り消し、又は分水を停止することがある。
 - ① 承認した利用目的以外に深層水を利用したとき。
 - ② 虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき。
 - ③ 承認後、一年以内に承認に係る行為及び事業を開始しないとき又は一年以上引き続き当該行為及び事業を休止するとき。
 - ④ 使用料を納期限までに完納せず、かつ期日を指定して督促してもなおこれを納付しないとき。
 - ⑤ 使用料の納入を免れようとして不正の行為をしたとき。
 - ⑥ 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及び承認条件に違反したとき。
- 7 分水を受けた深層水を第三者に譲渡してはならない。

※ 適宜、必要な条件を付してよい。

様式第3号（第2条関係）

(表) みえ尾鷲海洋深層水分水カード

承認番号	第 号
氏 名	
分水期間	年 月 日まで
利用区分	
年 月 日交付	
尾鷲市長	

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 このカードは、みえ尾鷲海洋深層水の分水を受ける際に必要となるものです。2 分水を受ける際には、職員に提示してください。3 このカードを提示しないときは、原則分水を受けることができません。4 このカードを他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。5 このカードを紛失されたときは、速やかに届出ください。
--

様式第4号（第8条関係）

専用分水管工事計画及び設計承認申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

みえ尾鷲海洋深層水の分水を受けるため、次のとおり専用分水管の工事計画及び設計の承認を受けたいので申請します。

1 工事計画

工事場所	尾鷲市	工事種別	
基本使用水量	m^3 / 日 m^3 / 月	時間最大使用水量	m^3
分水管	管種	管径	延長
水量メーター	製造会社名	型式	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施工予定業者			

2 設計図書

設計書及び設計図のとおり。

※備考

- 1 工事種別欄には、新設、改造、移転、修繕又は撤去の別を記入してください。
- 2 工事が完成したときは、速やかに報告してください。
- 3 工事内容を変更するときは、その理由を付し再提出してください。

様式第5号（第11条関係）

みえ尾鷲海洋深層水分水休止(廃止)届

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

みえ尾鷲海洋深層水の利用を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出します。

利用(製造)場所	
利用区分	専用管分水 ・ 車両分水
利用休止(廃止)年月日	年 月 日 (休止の場合 年 月 日まで)
事由	
備考	※廃止しようとする場合は、分水承認書及び分水カードを添付してください。

様式第6号（第13条関係）

商品開発研究成果報告書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所

申請者

氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

深層水商品の開発研究が終了しましたので、その成果を報告します。

1 深層水商品の開発研究の概要

2 成果

様式第7号（第16条関係）

みえ尾鷲海洋深層水利用水量決定通知書

年 月 日

様

尾鷲市長

印

年 月分の利用水量を次のとおり決定しましたので、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例施行規則第16条の規定により通知します。

区 分		利用水量	内 訳	
			基本利用水量	超過使用水量
種類	原 水	m ³	m ³	m ³
	淡 水	m ³		
	濃 縮 水	m ³		
	カ ル マ グ 水	m ³		
	高ナトリウム水	m ³		
使 用 料(単価×水量)		円	円	円

様式第8号（第17条関係）

施設使用許可申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所

申請者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的				
使用日時及び使用室名	展示室	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
	体験学習室 兼セミナー室	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
使用人員	人			
冷暖房使用の有無	使用する ・ 使用しない			
調理機器使用の有無	使用する ・ 使用しない			
使用責任者氏名等	氏名		電話	
※使用料	合計	室料	冷暖房料	調理機器料
	円	円	円	円
備考				

※印のところは記入しないでください。

様式第9号（第17条関係）

施設使用許可書

許可番号第 号
平成 年 月 日

様

尾鷲市長 伊藤 允久

平成 年 月 日付けで申請のありました施設の使用について、次のとおり許可します。

使用目的				
使用室及び 使用日時	展示室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	体験学習室 兼セミナー室	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで		
使用人員	人			
冷暖房使用の有無	使用する ・ 使用しない			
調理機器使用の有無	使用する ・ 使用しない			
使用責任者氏名等	氏名		電話	
使用料	合計	室料	冷暖房料	調理機器料
	円	円	円	円
備考				

○許可条件

- 1 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則を遵守すること。
- 2 体験学習室兼セミナー室の使用にあつては、職員の指示に従い、食品衛生管理に十分気をつけるとともに、後片付けを確実にすること。

※ 適宜、必要な条件を付してよい。

様式第10号（第18条関係）

施設使用許可変更申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり使用許可に係る申請事項を変更したいので申請します。

許可年月日等	年 月 日 許可番号 第 号			
許可を受けた使用室及び使用日時	展示室	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
	体験学習室 兼セミナー室	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
使用目的				
変更の内容				
変更の理由				
※使用料	合計	室料	冷暖房料	調理機器料
	円	円	円	円
備考				

※印のところは記入しないでください。

様式第 1 1 号 (第 2 1 条関係)

みえ尾鷲海洋深層水使用料還付申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおりみえ尾鷲海洋深層水使用料の還付を申請します。

分水承認年月日等	年 月 日 承認番号 第 号
利 用 目 的	
承 認 分 水 量	m ³
既 納 の 使 用 料	円
還 付 申 請 額	円
還付申請の理由	
還付を受ける方法	◇直接払い ◇口座振替 銀行 支店 口座番号
添 付 書 類	1 分水承認書(写し) 2 使用料の領収書

様式第12号（第21条関係）

施設使用料還付申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施設使用料の還付を申請します。

許可年月日等	年 月 日 許可番号 第 号				
使用目的					
許可を受けた使用室及び使用日時	展示室	年	月	日	時 分から 時 分まで
	体験学習室 兼セミナー室	年	月	日	時 分から 時 分まで
既納の使用料	円				
還付申請額	円				
還付申請の理由					
還付を受ける方法	◇直接払い ◇口座振替 銀行 支店 口座番号				
添付書類	1 施設使用許可書 2 使用料の領収書				

様式第13号（第21条関係）

みえ尾鷲海洋深層水使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾鷲市長

印

年 月 日付で申請のありましたみえ尾鷲海洋深層水使用料の還付について、次のとおり決定しましたので通知します。

分水承認年月日等	年 月 日 承認番号 第 号
利 用 目 的	
承 認 分 水 量	m ³
既 納 の 使 用 料	円
還 付 決 定 額	円
還 付 理 由	
還 付 の 方 法	◇直接払い ◇口座振替 銀行 支店 口座番号
備 考	

様式第14号（第21条関係）

施設使用料還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾鷲市長 印

年 月 日付で申請のありました施設使用料の還付について、次のとおり決定しましたので通知します。

許可年月日等	年 月 日 許可番号 第 号				
使用目的					
許可した 使用室及び 使用日時	展示室	年	月	日	時から 分まで
	体験学習室 兼セミナー室	年	月	日	時から 分まで
既納の使用料	円				
還付決定額	円				
還付理由					
還付の方法	◇直接払い	◇口座振替	銀行	支店	
備考					

様式第15号（第22条関係）

みえ尾鷲海洋深層水使用料減免申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおりみえ尾鷲海洋深層水使用料の減免を申請します。

分水承認年月日等	年 月 日 承認番号 第 号
利 用 目 的	
承 認 分 水 量	m ³
減 免 申 請 額	円
減 免 申 請 の 理 由	

様式第16号（第22条関係）

施設使用料減免申請書

平成 年 月 日

尾鷲市長 伊藤 允久 様

住所

申請者

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり施設使用料の減免を申請します。

許可年月日等	平成 年 月 日					許可番号	第 号
使用目的							
許可を受けた使用室及び使用日時	展示室	年	月	日	時	分から	
		年	月	日	時	分まで	
許可を受けた使用室及び使用日時	体験学習室	平成	年	月	日	時	分から
	兼セミナー室	平成	年	月	日	時	分まで
減免申請額	円						
減免申請の理由							

様式第 17 号（第 22 条関係）

みえ尾鷲海洋深層水使用料減免決定通知書

尾新第 号
平成 年 月 日

様

尾鷲市長 伊藤 允久

平成 年 月 日付けで申請のありましたみえ尾鷲海洋深層水使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

分水承認年月日等	年 月 日 承認番号 第 号
利 用 目 的	
承 認 分 水 量	m ³
減 免 決 定 額	円
減 免 理 由	

様式第18号（第22条関係）

施設使用料減免決定通知書

尾新第 号
平成 年 月 日

様

尾鷲市長 伊藤 允久

平成 年 月 日付けで申請のありました施設使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

許可年月日等	平成 年 月 日 許可番号 第 号					
使用目的						
許可した 使用室及び 使用日時	展示室	平成 年 月 日 時 分から	平成 年 月 日 時 分まで			
	体験学習室 兼セミナー室	平成 年 月 日 時 分から	平成 年 月 日 時 分まで			
減免決定額	円					
減免理由						